

○東京歯科大学試験規程

昭和53年4月1日

制定

(科目試験)

第1条 科目試験は、定期試験、追試験及び再試験とする。

- 2 定期試験とは、各期末に行う試験をいう。
- 3 追試験とは、疾病その他やむを得ない事情により定期試験を欠席した者に行う試験を言う。
- 4 再試験とは、定期試験に不合格となつた学科目について行う試験を言う。
- 5 第1項の各試験は、筆記試験によるが、レポート又は口頭試問によつてこれにかえることがある。

第2条 定期試験は、各学期の終りに、その期間に履修した科目について行う。なお、実習・実技の科目については、各科目所定の方法によつて成績を評点する。

第3条 各科目の成績は、1科目10.0点満点とし、6.7点以上を合格とする。

- 2 追試験の成績は、各科目ごとに10%を減点する。
- 3 再試験の成績は、各科目において最高を6.7点とする。

第4条 追試験及び再試験(以下追・再試験と称す)は、願出によりこれを行う。追・再試験は、原則として定期試験終了後の各期末に1回行うものとする。

第5条 各学年における通年科目の成績は、両学期の成績を総合して評点するものとする。ただし、1科目の授業が1学期間に終了するものは、その学期の成績をもつて学年の成績とする。

第6条 各科目6.7点以上を合格とし、各学年で履修した全科目に合格したものを進級させる。

第7条 教養科目の単位は、各学年次末に与える。

第8条 各科目の授業については、毎時間(毎回)に担当者(関係者)が出席及び欠席を調査記録する。

- 2 各科目の受験資格を得るためには、各科目の年間授業時数の80%以上出席しなければならない。
- 3 教養科目の実習及び実技、専門科目の基礎実習並びに臨床基礎実習の受験資格は、それらの年間授業時数の80%以上出席しなければ得られない。

4 前2項で受験資格に失格した者は、特別の事情がある場合に限り、教授会の議を経て、受験を許可されることがある。

5 遅刻1回は、原則として欠席0.5回と計算する。

第9条 試験に欠席した者は、欠席届を必ず提出しなければならない。未提出者は追試験を受けられない。

第10条 追・再試験を願い出る者は、正規の手続きを指定された期間内に行わなければならない。

第11条 追・再試験料は1科目3,000円とし、指定された期間内に納めるものとする。納めない者は受験資格を失う。

第12条 追・再試験の欠席者に対しては、教授会の議を経て、更に試験を受験させることがある。

第13条 進級の判定が不合格の者、又は休学中の者で、次年度になお在学しようとする者は、4月1日までに届け出なければならない。届け出のない者は除籍することがある。

(総合学力試験)

第14条 1年～6年次生は各年次の総合学力試験を受けなければならない。

第15条 総合学力試験及びその追・再試験は、各年次に実施する。

2 総合学力追試験とは、疾病その他やむを得ない事情により、総合学力試験を欠席した者に行う試験を言う。

3 総合学力再試験とは、総合学力試験を不合格になった者に行う試験を言う。

第16条 総合学力試験及び講義科目並びに実習・実技科目に合格した者を進級させる。

第17条 第6学年総合学力試験の受験資格を得るためには、総合講義の授業時数の80%以上の出席を必要とする。

第18条 総合学力試験の追・再試験を願い出る者は、正規の手続を指定された期間内に行わなければならない。

第19条 総合学力試験の追・再試験受験料は5,000円とし、指定された期間内に納めるものとする。納めない者は受験資格を失う。

附 則

この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、昭和62年5月1日から適用実施する。
- 2 この規程の変更は、教授会の議を経て、学長がこれを決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この規程の変更は、教授会の議を経て、学長がこれを決定する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 第14条及び第15条に規定する1年次の総合学力試験及び追・再試験については、平成21年度から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。